

減免制度の適正化に向けた見直し 概要資料

みんなで支えあい、必要な施設を未来へつなぐ



利用と負担の
適正化

公平な利用ルールと適切な負担で
持続可能な行財政運営を目指します



1 使用料見直しの経過

長年見直し
が未実施

- ・使用料
- ・減免基準

物価変動や老朽化による
増大化するコスト

⇒ 公平な受益と負担のあり方に
関する基準策定（H31.4）

令和 7 年度 使用料条例改正

- I 統一的な基準に基づく算定
- II 料金体系の見直し
 - ・原則、冷暖房費は使用料に含む
 - ・時間帯料金を平準化 など

令和 8 年度 減免見直し

- ・減免制度の公益性・公平性
を確保するため見直し
- ・統一的な考え方で減免基準
を整備

令和 9 年度

- ・新料金
- ・新減免基準
スタート

本市の公共施設の現状

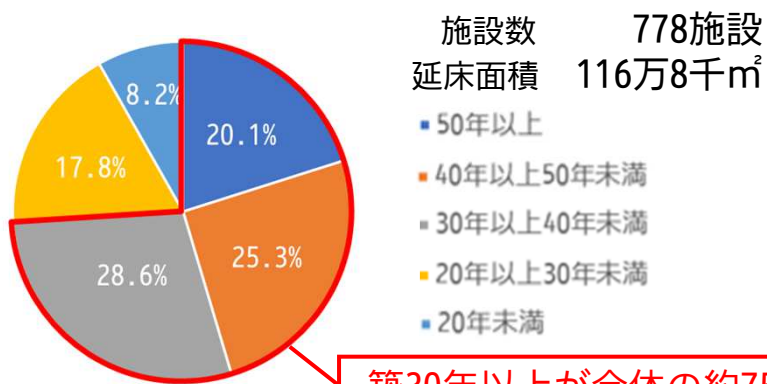
・全体保有量は中核市の中でも多い

⇒ 市域面積が大きい施設等が多く、
1人当たりの延床面積(3.7㎡)も大きい
(中核市平均は3.4㎡/人)

・建物の老朽化が進んでいる

⇒ 大規模な改修や改築が必要となる
築30年以上が約75%

築年数割合（2024.3.31現在）



築30年以上が全体の約75%

公共施設の将来の見通し

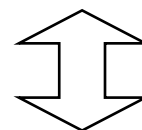
郡山市公共施設等総合管理計画【2026年度～2055年度】

- ・財源的にすべての施設を建替えや維持することは困難
- ・将来を見据えた人口・財政規模に合わせた公共施設等のあり方
を考える必要あり

今後30年間の不足額

更新費用

今後、30年間で8,266億円必要
(1年あたり約275億円)



不足額

今後、30年間で4,291億円不足
(1年あたり約143億円)

8,266億円必要

不足額
4,291億円

投資可能額
3,975億円

1 使用料見直しの経過

長年見直しが未実施

- ・使用料
- ・減免基準

物価変動や老朽化による増大化するコスト

⇒ 公平な受益と負担のあり方に関する基準策定（H31.4）

令和7年度 使用料条例改正

- I 統一的な基準に基づく算定
- II 料金体系の見直し
 - ・原則、冷暖房費は使用料に含む
 - ・時間帯料金を平準化 など

令和8年度 減免見直し

- ・減免制度の公益性・公平性を確保するため見直し
- ・統一的な考え方で減免基準を整備

令和9年度

- ・新料金
- ・新減免基準
スタート

使用料の見直しは、平成31年4月に「公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準」を策定後、東日本台風や新型コロナウイルス感染症などの影響により延期をしていたが、持続可能な市政運営のため、令和7年度に見直しを再開し、住民説明会やパブリックコメント等を経て、令和8年3月定例会で使用料改正条例の議決を受けた。

使用料の算定基準

①各施設を分類

施設目的やサービスに応じて、公益性と市場性で性質別に分類

義務的（公益性） ← 選択的（私益性）

		公的関与の必要性の程度（市の実施義務の程度）		
		高（A）	中（B）	低（C）
収益性の程度 （民間事業者による代替性の程度）	低（a）	受益者負担 0% 公費負担 100%	受益者負担 25% 公費負担 75% 公民館、ふれあいセンター、総合福祉センター、男女共同参画センターなど	受益者負担 50% 公費負担 50%
	中（b）	受益者負担 25% 公費負担 75%	受益者負担 50% 公費負担 50%	受益者負担 75% 公費負担 25%
	高（c）	受益者負担 50% 公費負担 50%	受益者負担 75% 公費負担 25%	受益者負担 100% 公費負担 0%
		放課後児童クラブ	自転車等駐車場	

②公共施設コスト×受益者負担割合で算定

受益者負担割合25%の例

受益者負担分 25%
公費等負担分 75%

- ◆ 公費と受益者の負担を加味した算定
- ◆ 貸出室の面積等に応じて算出
- +
- ◆ 分かりやすい料金体系へ見直し（冷暖房費込みの使用料へ変更など）
- ◆ 激変緩和による上限調整

使用料の他市比較 低い水準 ⇒ 段階的に適正化

施設区分		郡山市	県内中核市・周辺市
公民館（会議室）		清水台地域公民館	同規模公民館
収容人数 1人当たり 1時間単価	使用料改正前	4.2円	平均 8.7円
	使用料改正後	5.0円	

使用料改正内容
ウェブで公開中



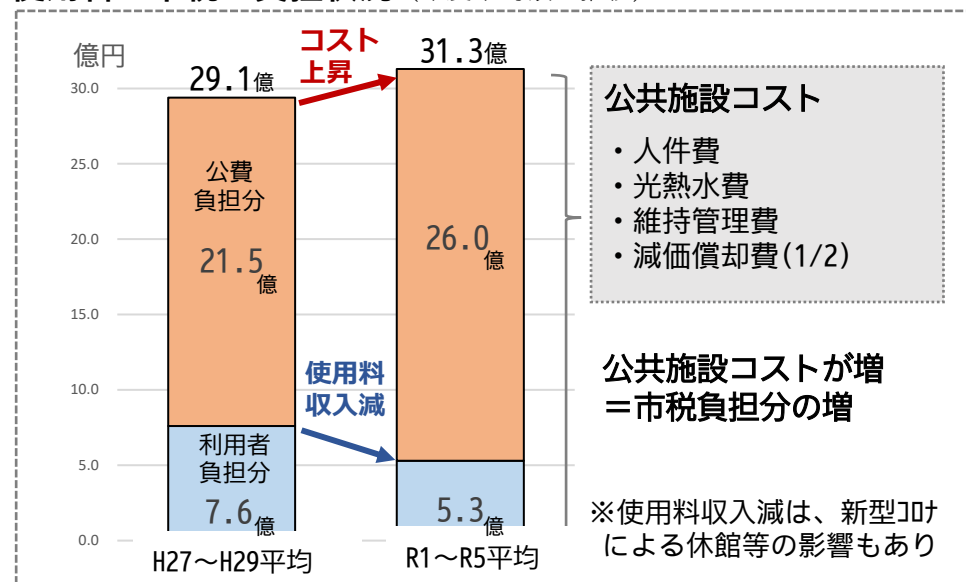
使用料見直し
市ウェブサイト

2 なぜ、使用料の減免制度を見直しするのか

① 公共施設は使用料と税金で支えられています



使用料と市税の負担状況（年度平均額の推移）



使用料の根拠

地方自治法第225条

公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

各自治体では、この法制度を踏まえて、受益者負担の考えに基づき施設設置条例で部屋の貸出等に応じた使用料を設定している。

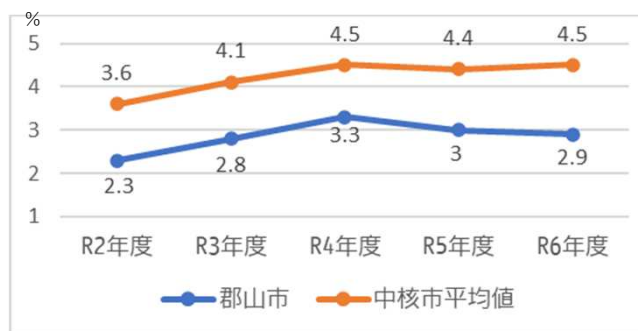
受益者負担の原則

公共施設を利用する人が利用に応じた費用を負担し、利用しない人との公平性を保つという考え方

「公平な受益と負担のあり方に関する基準」

- ◆ このままの使用料で公共施設の維持は困難
- ◆ 継続して安定した公共サービス提供をするために、受益者負担の適正化を図る必要がある。

参考) 受益者負担比率の比較



国が定める行政コスト計算書に基づく受益者負担比率で比較すると、本市は中核市平均よりも低い。

R6
郡山市 2.9%
中核市平均 4.5%
東北・北関東中核市
最少2.9%～最大4.8%

受益者負担の原則を踏まえて減免制度を検討する必要がある

- ▶ 使用料の減免は、受益者負担の原則の例外的取扱い
- ▶ 使用料の減免は、本来施設利用者に負担いただく使用料の全部又は一部に対する公費支援であるため、減免の必要性や公益性を十分に考慮する必要がある。

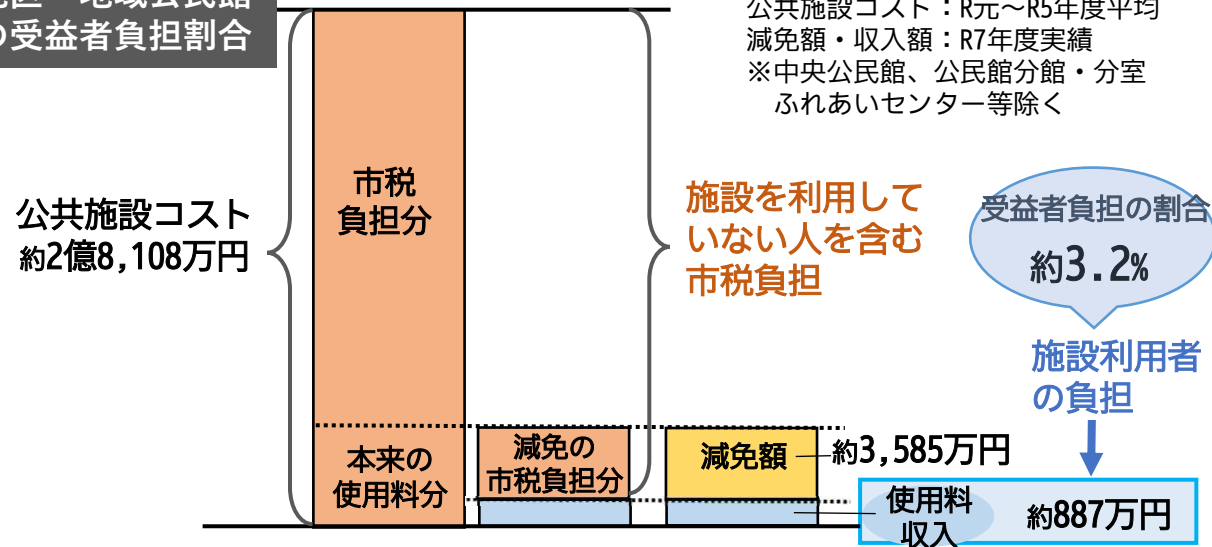


② 使用料と減免の現状

現状1 次の施設では**利用団体の大半が使用料を全額免除**されている。

公民館、総合学習センター、総合福祉センター、障害者福祉センター、地域交流センター、男女共同参画センターなど

地区・地域公民館
の受益者負担割合



現状2 施設によって、全額免除団体の冷暖房費負担の有無が異なっており、**減免の取扱いに差**が生じている

公民館等



全額免除団体でも冷暖房費負担あり

総合福祉センター等



全額免除団体は冷暖房費負担なし

現状3 **減免基準の定めや手続き**が各施設で異なっている。



減免見直しの基本的な考え方、取扱いを統一する必要がある

現状の課題

課題1 受益者負担の原則と乖離



ア 使用料の機能不全

- ・利用の対価としての使用料△
→ **維持管理経費の財源不足**



イ 公平性の欠如

- ・施設利用の大半が減免（市税負担）
→ **利用者と未利用者の公平性△**

課題2 利用面の影響



- ・全額免除団体：キャンセル料がない
→ 必要以上の予約が生じうる
→ 直前の予約取消も生じうる
→ 他の利用者の利用機会の損失
→ 施設の稼働率低下

使用料の見直しに係る住民説明会アンケート（R7.10）

現行免除団体への配慮や高齢者・児童への減免継続などを求める声のほか、**減免も見直しすべきとの声**もありました。

- ・新しい団体が借りられない状況が続いていることを踏まえて**減免を見直してほしい**。
- ・**もっと早く見直しをするべきだった**。減免に関して今までいいかげんであったと思う。
- ・減免は拡大しないで、利用者負担をしても良いと思う。
- ・減免手続きを簡素化してもらいたい。 など

3 減免見直しに対する基本的な考え方

減免制度見直しの目的・必要性

1 利用と負担の適正化

公共施設を支えていくには多額の費用を要する中で、利用する人とならない人の公平性に配慮し、「利用と負担の適正化」を図る必要がある。

- 限られた財源を市民サービス全体に適切に配分するため受益者負担の原則を基本として見直し

2 未来へ公共施設を引き継ぐ

こどもや孫の世代にも安心して利用できる公共施設を引き継ぐために、持続可能な施設運営が必要である。

- 将来世代への負担を抑え、必要な公共施設を維持していくための見直し

みんなで支えあい、必要な施設を未来へつなぐ



見直し案に対する市民の声

令和8年7月～8月、公共施設の利用者・未利用者を含む市民向けにネットモニターアンケートを実施し、現行免除団体の利用者向けに住民説明会を実施しました。

ネットモニターアンケート

詳細は「資料4」参照

◆ 見直しの方向性に対しては、「全額免除の範囲は限定的にすべき」「公共施設の維持から応能負担は必要」など、受益者負担の原則を重視する意見や施設維持のための必要性から、**賛成が8割を超え**ていた。

◆ また、反対を選択した方には「利用者負担は当然」「減免は必要ない」と、減免自体に反対の声も含まれていた。

⇒ **受益者負担の原則を踏まえた見直しの必要性に概ね賛同**

住民説明会

詳細は「資料5」参照

◆ 減免制度の見直しにより「利用者の負担が増えること」、「地域活動の衰退につながるのではないかと懸念する声が出された。

◆ 一方で、「施設を利用している者としての責任を果たす必要がある」、「世間の動向を考えれば、見直しは必然であり、市民皆で協力する必要がある」等の意見も出された。

◆ アンケート結果 **約3分の2が概ね理解**

⇒ **見直しの必要性や受益者負担の考え方に一定の理解**



3 減免見直しに対する基本的な考え方

見直しの基本原則

① 利用者負担

- 施設利用(受益)の対価として、**利用者の負担を原則**とし、減免の必要性を判断する視点を明確にする。

② 一部減免の設定

- 減免の必要性の程度や受益者負担とのバランスを考慮して、**全額免除のほか、一部減免を設定**する。
- どの減免団体であっても、**維持管理に係る最小限の一部負担の設定を原則**とする。

③ 全額免除の対象を限定

【共通】全額免除対象

- 市主催事業（市の委託事業含む）
- 市共催事業、指定管理者事業
- 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の適用

- 【施設別】全額免除は、施設設置目的に合致し、施設開設に関与するなど、対象を限定する。



見直しの基本原則に基づき、公益性等の減免の必要性の程度を勘案して減免対象・割合を設定

① 減免の必要性を判断するための視点

公益性 (地域還元性)		事業又は活動の効果が地域や市民に還元されるか？
行政施策との 関連性		市の施策への寄与や関連性・必要性をどの程度有するか？
施設設置目的との 整合性		施設の設置目的に合致した減免の必要性の有無及び程度？

② 減免割合

原則：全額免除、75%減免、50%減免、25%減免
※各施設で減免の必要性等に応じた割合を設定

③ 減免区分

団体減免

年間を通じて継続的に活動する減免対象団体に対する減免【定期的な申請・更新手続】

事業減免

公益性・公共性の必要性から個別事業に対する減免【事業ごとの申請手続】

4 使用料改正を踏まえた減免見直し

<公民館の現行と見直し後の比較>

現行

減免団体

冷暖房費
負担あり

町内会、地区社会福祉協議会、
スポーツ少年団、支援活動団体
サークル活動・交流活動団体
学習・音楽・運動グループ など

小原田地域公民館 午後使用の例（午後1時～午後5時）

貸出室	使用料+ 冷暖房費	現行負担額
会議室	960円	160円
第1和室	600円	100円
集会室	1,080円	180円

減免団体負担
冷暖房費

使用料

免除

20%
負担

見直し後



料金体系の見直し

- ・ 統一的算定（コスト×性質別負担割合）
- ・ 各時間帯の料金を平準化
- ・ 原則、冷暖房費を含む使用料へ

令和9年4月使用分～

貸出室	使用料
会議室	900円
第1和室	300円
集会室	1,600円

使用料（冷暖房費含む）

※統一的算定での使用料は、貸出対象面積で
算定するため、各貸出室の面積に応じて増額
する場合と減額する場合があります。

減免の必要性に応じた負担額を設定



公益性に着目

- ・ 地域の相互支援、課題解決
- ・ 地域の福祉向上のための活動

75%
減免

町内会、地区社会福祉協議会、
スポーツ少年団、支援活動団体
など

負担額比較

貸出室	現行	見直し後
会議室	160円	220円
第1和室	100円	70円
集会室	180円	400円

減免団体負担

75%減免

25%
負担

継続的な公益的活動に配慮し、
最小限の維持管理に係る一部負担を設定



施設設置目的と整合

- ・ 公民館
＝社会教育の振興

50%
減免

サークル活動・交流活動団体
学習・音楽・運動グループ など

負担額比較

貸出室	現行	見直し後
会議室	160円	450円
第1和室	100円	150円
集会室	180円	800円

減免団体負担

50%減免

50%負担

会員同士の活動を目的とする団体
現行の公民館免除団体の大半が該当

5 各施設の見直しの方向性

各施設の 現状

地域住民の利用が中心の施設

利用の大半が全額免除の施設

公民館、ふれあいセンター、総合学習センター、総合福祉センター、障害者福祉センター、地域交流センター、男女共同参画センターなど

団体減免中心



地域住民の団体利用が中心のため、**公益性や施設設置目的との整合性等を勘案**して減免対象や割合を設定

① 施設別に見直し

- ◆ **見直しの基本原則に基づき、施設別に減免対象・割合を設定**



行政施策との関連性



施設設置目的との整合性

減免の必要性？
減免割合？

市民全体の利用を対象とする施設

すでに減免対象が限定されている施設

文化センター、体育施設、労働福祉会館、ユラックス熱海、カルチャーパーク、ミューカルがくと館、市民プラザなど

事業減免中心



幅広い市民の利用機会を確保するため、**個別事業の公益性・必要性を勘案**して減免対象や割合を設定

- ◆ **現行の減免基準を基に施設別に見直し**
- ◆ 名義後援による減免は廃止
→ 公共的な必要性から減免基準に位置付けするものを整理

② 地域住民の利用が中心の施設で共通設定

公益性に着目

- ◆ 地域の相互支援や福祉向上のために活動している団体がその団体の目的に沿って活動する場合は、地域住民の利用が中心の施設において共通して75%減免を設定



**75%
減免**

地域自治	地域福祉活動	地域安全活動	青少年健全育成	支援活動
町内会、 区長会など	地区社会福祉協議会、方部民生委員児童委員協議会、地区保健委員会、各老人クラブ連合会方部など	地区交通安全協会、地区防犯協会、各地区自主防災会など	子ども会、育成会、スポーツ少年団育成会など	障がい者等支援団体、家族支援自助団体など

6 今後のスケジュール（予定）

R8年度										R9年度
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	免除団体説明、利用者周知					利用者周知、次年度の減免申請受付				・新料金 ・新減免基準 スタート
	住民説明会(各部合同、市民部、教育委員会等)									
	議会説明(各派会長会、常任委員会)					次年度の減免申請受付前に、 減免基準を整備し、各施設で お知らせします。				
	市ウェブサイト等お知らせ(見直し案)					市ウェブサイト等お知らせ(減免基準等)				
	パブリックコメント				結果公表					
減免取扱ガイドライン案は資料2、 各施設の見直し案は資料3 を参照願います。				減免基準改正内容の確定 減免基準(規則・要綱等)改正						

7月中旬以降

減免見直しを行う各施設において、免除団体への説明や利用者向けの周知を開始

市ウェブサイトでも見直し概要を公開

7月～8月

各部合同で利用の大半が全額免除の施設を現在利用している免除団体向けに、住民説明会を実施
その他、施設別に利用団体向けに説明会やチラシ周知等を実施

9月～10月

免除団体向けの説明や住民説明会等での意見を基に整理した見直し概要及びガイドライン案を公開し、パブリックコメントを実施

10月以降

パブリックコメントを踏まえて減免基準を改正

来年度の減免申請に向けて各施設で周知・受付等を実施

目指す姿

受益と負担の原則に基づく 減免基準の適正化

- ・利用者が一定の負担
- ・公益性や施設目的等に即した減免対象・割合の設定

公平な利用機会確保と 減免手続きの平準化

- ・運用を見直し、利用機会の公平性を確保
- ・手続きの明確化、効率化

持続可能な行財政運営

- ・施設稼働率の向上
- ・適切な維持管理

市では、減免基準の適正化と合わせて、運用や手続きの面でも明確化・効率化を図り、施設稼働率の向上や適切な維持管理を進めていく必要があります。

定期的な見直しによる適正化

また、定期的に使用料・減免基準の見直しを行うことで、段階的に適正化を図ることとします。



パブリックコメント

▼実施期間：令和8年9月29日(火)～令和8年10月30日(金)

▼意見提出方法

意見提出様式又は任意様式に、住所・氏名・電話番号を記入し、市ウェブサイト・郵送・FAX・メール・財政課のいずれかへ提出

市ウェブサイトの
意見フォームから
提出も可能です

使用料減免見直し
市ウェブサイト



<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/25/185504.html>

郡山市財務部財政課

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2071

FAX 024-931-3245

メール zaisei@city.koriyama.lg.jp

